

男鹿地区消防一部事務組合における障害者活躍推進計画

令和6年4月1日

男鹿地区消防一部事務組合 消防長

男鹿地区消防一部事務組合における障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、男鹿地区消防一部事務組合消防長が策定する活躍推進計画である。

- 1 計画期間令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）
- 2 男鹿地区消防一部事務組合における障害者雇用に関する課題

男鹿地区消防一部事務組合の職員定数は150名であり、現在、在職する常勤職員は、消防職員のみである。これまで職員募集の際、障害者に限定した募集・採用は行っていない。

過去には、在職中に疾病等により障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）が若干名在籍することもあったが、個別に対応してきており、問題等は生じていなかった。今後、職員の高齢化に伴い中途障害者となる職員が発生する可能性があるが、組織的な体制整備は特段行われていない。

3 目標

- (1) 採用に関する目標

障害者雇用の推進に関する理解を促進する。

- (2) 定着に関する目標

なし（今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。）

4 取組内容

- (1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。

ウ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、中途障害者となった職員が在籍することとなった場合は、総務課に障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内LAN等により周知する。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害者の雇用に備え、他団体の事例等を収集し、職務の選定及び創出について検討を行う。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

中途障害者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組を行う。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。